

長期優良住宅に係る完了報告の運用について

豊橋市建設部建築指導課

平成25年3月1日

長期優良住宅の完了報告については、従来より様式第9号「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書」に様式第10号「認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書」の写しを添付して提出して頂いたところですが完了報告に係る運用について、以下のとおり定め、平成25年4月1日より運用をします。

(1) 提出時期

工事完了後速やかに提出して下さい。(完了後概ね1か月以内)

(2) 提出書類

① 様式第9号

「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書」

② 様式第10号

「認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書」の写し

③ 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証

④ 完了写真(外観2面以上)

⑤ 軽微な変更があった場合、変更の内容が容易に判別できる図面等

⑥ その他市長が必要とするもの